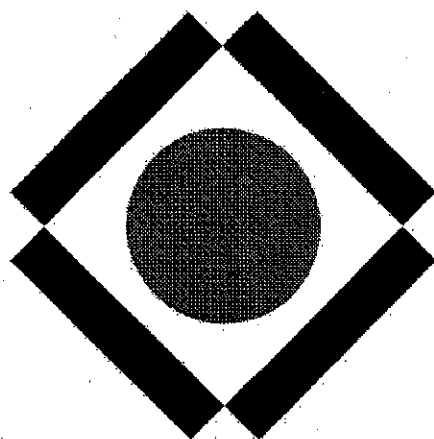


平成26年度 Aライセンス審判員 研修会



1. 国際柔道連盟試合審判規定の解説.....P. 2
2. 国際柔道連盟試合審判規定（2014-2016）解釈.....P. 8
3. 国際柔道連盟試合審判規定の全柔連導入について.....P. 13
4. 国際柔道連盟試合審判規定「少年大会申し合わせ事項」.....P. 15

2014. 10. 18

1. 技の評価

投技

- 1) 立ち姿勢は片膝が畳から離れていること。両膝が着いたら寝姿勢。ただし、立ち勝負からの流れの中で瞬間的に両膝が畳に着く程度は立ち姿勢とみなす。流れを理解すること。
- 2) 捨身技で自ら倒れたときや返し技で同体のように倒れたときは最終的にどちらがコントロールしているかを見極めること。スコアを与える場合選手の試合開始位置を指差することが重要。
- 3) ブリッジ（頭から突っ込んで背中がつかないようにアーチ状に着地）して逃れた場合は一本を与える。足が着く前に既に頭が畳から離れていても同じく一本を与える。頭から突っ込んで技から逃れる危険な行為を止めさせることが狙い。
ただし、横車や巴投などで頭から突っ込むのではなく、受けの体が横に回転し体を反るように倒れた場合は技の評価に相当するスコアを与える。
- 4) 巴投や背負投等において、中断して投げたときはワンランク下のスコアとなる。
- 5) 引込返は投技としてスコアとなる。
- 6) 関節技を施しながらの投技（腕返等）はスコアとならないが、絞技を施しての技はスコアとなる。
- 7) 試合終了の合図と同時に施された技はスコアとなる。微妙な場合は時計係への確認と合議が必要。
- 8) 背負投や釣込腰で反対側に投げたときは相手を制しているかどうかを見極めること。
- 9) 1回目～3回目の「指導」は得点とはせず、4回目の「指導」は反則負けとなる。ただし、1回目の「指導」においても発声し、掲示板には「指導マーク」を表示する。

固技

- 1) 主審は、施された技が次の基準に相当するときは、「抑え込み」と宣告する。
 - a) 抑えられた試合者が、相手によって制せられており、畳に背、両肩又は片方の肩がついていること。
 - b) 横側、頭上、身体の上から制していること。
 - c) 抑えている試合者は、相手の脚で自分の脚又は身体を制せられていないこと。
 - d) 抑え込んでいる試合者は、その身体が「袈裟」又は「四方」の体勢、すなわち「袈裟固」あるいは「上四方固」のような形になり、相手に覆い被さっていること。
ただし、俗称「裏固」は抑え込みと評価する。
- 2) 三角固からの「抑え込み」は尻が畳に着地していないこと、上体の大部分を覆っていること。
- 3) 抑え込まれている選手に、上側からでもしっかり確実に脚を挟まれた場合は「解けた」となるが、すぐ外れる程度では「解けた」とはならない。※上側からは簡単に脚は挟めない

2. 反則の適用

- 1) 罰則を与えるタイミングを考えること。見極めが大切であり、ただ単に機械的に与えるのではなく、技を掛けるタイミングを狙っている場合は攻防を継続させ様子を見る。
- 2) 次の禁止事項を犯した場合は、より厳格に対処する。
 - ①腰を曲げ、頭を下げた低い姿勢を取り続けること
 - ②偽装的な攻撃をすること（掛け逃げ）
 - ③組み手を嫌うこと（早めに片方もしくは双方に「指導」を与える）。また、自分の襟を押さえたり、ただ相手の後襟を上から押さえ続けて相手に組ませないようにすること。

3) 組み方

- ①両手を使って相手に組まれないようにする行為。
 - ②自身の襟を腕や手で隠す、握るなどの行為で相手が組みに行くのを妨害する。
 - ③袖口のピストルグリップやポケットグリップをした場合は直ちに攻撃しない場合「指導」。(今までは時間を与えすぎていた。これからは厳しく「指導」を取る)
 - ④ポケットグリップは袖口部分を握った場合をいう。袖口以外の袖をポケットグリップの形で握ることは問題ない。
 - ⑤組み手争いのなかで2回組み手を切った後、3回目に切った場合は「指導」。組み手を切って技を仕掛けたりする場合は問題ないが、組み手を切るだけの行為を繰り返した場合はネガティブ柔道となり「指導」が与えられる。(3回切って指導が与えられた後にもさらに組み手を切るだけの行為をした場合には数に関係なくネガティブ柔道とみなされ「指導」が与えられる。
 - ⑥両手を使って相手の組み手を切る行為は「指導」。
 - ⑦右組と左組の場合、引手を宙に浮かせて組まない場合は「指導」。
 - ⑧自身の引手の手首にもう一方の手をおいて組み手を切る行為は「指導」。(両手を使って組み手を切ると同じ行為であると判断)
 - ⑨片襟を持ち、その手で相手の釣り手を切る行為は「指導」。(両手で切る行為と判断)
 - ⑩お互いが組み手を切りあった場合、同じ行為が繰り返された場合は両者に「指導」。
 - ⑪相手の組み手を強くはたく行為は「指導」。
 - ⑫片襟、クロスグリップ、帯を持つなどの組み手で「直ちに」攻撃しない場合は「指導」。(これまでは、時間的な猶予を与えていた)
 - ⑬クロスグリップの状態から見せかけの内股(内股を仕掛け、ケンケンしている状態)は、本当の攻撃とはいえないので最初は「待て」を宣言し、2回目は「指導」。
 - ⑭相手を押して腰を曲げた状態にさせる行為は押している選手に「指導」が与えられる。(攻撃をしないで押し倒しているだけの状態の場合)
 - ⑮足を使って組み手を切る行為は「指導」。
 - ⑯脇の下を相手が頭を抜いて標準的な組み方でなくなる場合は、頭を抜いた選手が直ちに攻撃すれば問題ないが、攻撃動作が見られない場合は「指導」。
 - ⑰両袖を握り、下に落として相手の組手を妨害した場合、攻撃しなければ「指導」。
 - ⑱相手の手首を直接握り、ブロックしている場合は「指導」。
- 4) 3回目までの「指導」はポイントにならないので、「消極的柔道に対する罰則」は、早い段階で厳格に与えていく。ただし、安易に双方に与えるのではなく片方に与える見極めが必要となってくる。
- 5) 防禦姿勢の反則は、実際に防禦しているのか、相手によってブロックされた状態で攻撃できないでいるのかをよく判断すること。明らかにブロックして攻撃動作を見せない場合は、ブロックしている方に「指導」を与える。
- 6) 髪の毛の結いなおしは1回だけ許され、2回目は「指導」。ただし、相手が服装を直す等時間を要したときに素早く直す場合はカウントされない。
- 7) 頭から畳に突っ込む「反則負け」について釣込腰や肩車のような技で、たとえ綺麗に投げたとしても、また頭が畳に着くか着かないに関わらず、正面から飛び込む方法は「反則負け」。
- ※直接的「反則負け」のうち、「正面から飛び込む(通称ダイビング)方法」と本年から適用された「帯から下部を直接腕や手で・・・」の「反則負け」のみ、その後の一連の試合(たとえば敗者復活戦)に出場できる。

- 8) 肩車で直接後方に投げることは、膝立ちの姿勢からでも立ち姿勢と同様に「反則負け」。
- 9) 河津掛のように相手の脚に自分の脚を巻きつけて真後ろ、または相手を持ち上げて捻りながら後方に投げることは「反則負け」。ただし、大内刈や大外刈のように向かい合って相手の後方に投げる方法は反則とならない。
- 10) 帯から下への攻撃・防御の禁止
 - ①立姿勢において、相手の帯から下への攻撃・防御は、全て「反則負け」となる。寝姿勢と判断されれば攻撃しても防御しても「反則負け」とはならない。
 - ②立姿勢から寝姿勢に移行する際に脚を攻撃・防御した場合も「反則負け」とする。明確な「寝姿勢の状態（相手が腹ばいになる、立技から明確なブレイク時間がある等）」にならないと取りも受けも脚を掴んではいけない。
 - ③相手の帯から下に触れたくらい（明確にブロックしていない場合）では、「反則負け」としない。
 - ④巴投や隅返等を掛けられた場合、相手が技を掛けている段階で脚を掴んだ場合は「反則負け」。ただし、完全に施技が終わり寝姿勢になった後であれば問題ない。また、それらの技を防御するために伏せた結果として触れた程度は「反則負け」とはしない。
 - ⑤自身が背負投を掛けて、相手がそれを受けて内股で返した場合、手で相手の脚をブロックしたような状態になった場合であっても、極端な場合（抱え込む等）でなければ「反則負け」とはしない。
 - ⑥大腰や裏投を掛ける時に、帯の周辺に手がかかった場合でも、「反則負け」とはしない。
 - ⑦相手の柔道衣が、帯の中に収まっている時に帯から下を掴んだ場合は「反則負け」となる。ただし、帯から柔道衣が出ている場合は裾を掴んで攻撃することは認められる。故意に相手の柔道衣を帯から出した場合は「指導」が与えられる。
 - ⑧両手で組んでいる場合、肩車や小内巻込等で腕や肘が相手の脚に触れたとしても「反則負け」にはならない。
 - ⑨「反則負け」は、主審および2名の副審及び審判委員が100%認めた場合にのみ与える。

3. 試合

1) 試合時間

試合時間は、男子はシニア5分間、ジュニア・カデ4分間、女子はシニア・ジュニア・カデ4分間が公式であり延長戦はゴールデンスコア方式（時間無制限）で行われる。ただし、国内で行われる各種大会の試合時間及び延長戦（ゴールデンスコア方式）等の時間や方法については、試合者の程度に応じて決めることができる。

- 2) ゴールデンスコア方式とは、延長戦に入ってから先に「有効」以上の得点を得た選手が勝者となる。もしくは先に「指導」を与えられた選手が敗者となる。本戦のスコアや罰則は、延長戦にそのまま引き継がれる。

※本戦内で両者が累積による「反則負け」の場合は、掲示板と時間はリセットされて始まる。

3) 試合の進行

審判員は試合の流れを十分理解し、選手たちによるダイナミック柔道を熟知しておく必要がある。選手の動作を理解していない審判員は、攻撃のチャンスを伺っているときに罰則を与えたり、「待て」を宣告して服装を直させたりして、試合をつまらなくしている。

4. 「待て」「始め」の宣告について

- 1) 「待て」のあと選手が試合開始線に戻らなくても、また主審が試合の開始の位置に戻らなくても（逆の位置にいても）、選手同士が向かい合った平等な状態であれば「始め」を宣告してもよい。また、柔道衣が少し乱れていても、試合の流れを止めることなく、安易に「待て」をかけるべきでない。

また、「指導」を与える反則行為があった場合、試合場内のどの位置にあっても「待て」、「指導」、「始め」を宣告し、出来るだけ試合の流れを止めないこと。ただし、寝技の攻防が停滞した場合と選手が場外に出た場合は、両選手をほぼ開始位置へ戻し平等な状態で「始め」と宣告する。

服装の乱れを直す必要がある場合には、開始位置に戻す。

- 2) 主審は危険と思われる状態以外で試合場外に出ようとしている試合者を止めるために「待て」を宣告してはならない。理由のない「待て」は宣告してはならない。
- 3) 主審は絞技、関節技などから逃れた試合者に休息が必要と見られても、また試合者から休息を要求されても「待て」を宣告してはならない。

5. 「寝技」の進展の理解について

主審は、もう少し進展すれば「抑え込み」になるか、「絞技」や「関節技」が決まる可能性がある場合には通常より長く状況を見ることが大切である。「待て」が早すぎる傾向にあるので注意すること。また、試合場内から始まった寝技の攻防および立技から一連の流れの中において場外へ出て寝技の攻防となった場合、もう少しで「抑え込み」になるか、「絞技」や「関節技」が決まる可能性がある場合も状況を見ることが大切である。

柔道において、重要な寝技の技術の発展を阻害させる原因になっている。（副審も安易に「待て」を要求してはならない）

6. 場内・外の判定

- 1) 場内で技を掛け合うことを目的としている。意味もなく場外に出た場合は厳しく「指導」を与える。
- 2) 片足が出た場合は直ちに攻撃するか、場内に戻らないと「指導」が与えられる。
- 3) 片足が出て偽装攻撃をした場合には「指導」が与えられる。
- 4) 攻撃などのアクションのないまま両足が場外に出た場合は「指導」。
- 5) 相手を押して場外に出した場合は、押した選手に「指導」が与えられる。（押しているだけで攻撃をしていない場合）
- 6) 相手に技を掛けられて場外に出た場合は「指導」ではなく「待て」。
- 7) 場内で始まった攻撃は、立技・寝技共に一連のアクションであれば場外に行っても継続される。（今までと同じ解釈）一連のアクションが続いている限りは場外での返し技等も有効とする。
例：場内でケンケン内股をかけて両者が場外に出た後、受けが返し技で取りを投げた場合はスコアになる。
- 8) 試合者がほぼ同時に技もなく場外へ出た場合は、両者に「指導」を与える。

7. 負傷

- 1) 主審は頭部または背部（脊椎）に大きな衝撃のあった負傷の場合、又は大きな負傷の疑いをもった場合、試合者に対処するために医師を呼ぶことができる。この場合医師はできるだけ短時間に診察を行い、主審に試合者が継続してよいか否かを報告する。もし、継続できないようであれば、医師と合議のうえ「棄権勝ち」を与え終了する。

- 2) 試合者は主審に医師を呼ぶよう要請することができるが、その試合は終了し相手に「棄権勝ち」が与えられるので医師を呼ぶ場合は慎重に。※一般的な負傷・怪我。
- 3) 出血がある場合にはどのような場合にも常に粘着テープ、包帯、鼻用の止血栓などで覆わなければならない。※出血が止まらない場合は、相手に「棄権勝ち」が与えられる。
- 4) 出血を伴う負傷は、同じ箇所に関り2回まで医師による手当を受けることができるが、もし、3回目の出血があった場合、副審と合議のうえ、相手に「棄権勝ち」が与えられる。
- 5) 指や肩の脱臼は、同じ箇所に関り2回まで試合者自身で治すことができるが、3回目は副審と合議のうえ相手に「棄権勝ち」が与えられる。
- 6) 3審制の場合、医師を呼んだとき、副審は主審に呼ばれない限り着席のままで状況の目視確認を行う。
- 7) 試合者が打撲等によって軽微な負傷をした場合、3~4秒程度様子を見て試合の続行を促す。

8. ジェスチャー・態度

- 1) 審判員の全ての合図は少なくとも3秒から5秒間維持し、試合者から目を離さず、両副審にわかるように動きながら継続すること。ただし、体を回すとき、両試合者から目を離さないように注意する。また、3審制の場合、副審の片方を視野に入れて異見がないか確認する。
- 2) 3審制の場合、副審が主審に「待て」や「合議」を要求したい場合は、手を上げたりしないでその場に立ち上がる。もう一方の副審もそれに気づいたら立ち上がる。
- 3) もし、主審が両副審の異なったジェスチャーに気づかなかったときは、主審に近い副審が歩み寄って知らせる。
- 4) 不明瞭と思われる場合は、主審は公式合図の後、技の効果を得た試合者又は罰則を与えられた試合者を示すために、開始位置を指差す。※明らかな場合は出す必要はない。
- 5) 3審制の場合、主審は、試合者と副審の位置を考慮しつつ、動きを予測して位置を確保する。
- 6) 両試合者に罰則を与える場合は、主審は、該当する動作を行い、試合者を交互に指差し、訂正する合図が必要なときは、取り消しの合図の後、速やかに示す。「待て」の発声は試合者等に聞こえるように、手は時計係へ向け、試合者から目を離さない。
- 7) 自然体を保ち、腕だけでジェスチャーを行う。体がアップダウンしないよう注意する。
- 8) 「有効」「技あり」の場合、右手は左肩からスタートさせると大きく見える。
- 9) 苦笑いをしたり、うなずいたり、「しまった!」というような表情はつつしむ。
- 10) 自信あふれる表情を保ち、副審や周りをキョロキョロ見ないこと。

9. 宣告

- 1) 大きく明瞭に、覇気のある声で発声し、だみ声にならず、怒鳴らないこと。
ただし、観客の応援等で会場が騒然としている場合や選手の安全を確保する必要がある場合には素早く、はっきりと選手に聞こえる声で宣告すること。
- 2) 発声と必要なジェスチャーは同時に行う。ジェスチャーが遅れる傾向にあるので注意。
- 3) 「反則負け」の処置を的確に行う。
※直接的「反則負け」の場合は合議が必要。「指導」が重なり4回目のときは、まず合議をしたあと「反則負け」「それまで」と宣告して試合を終了させる。
- 4) 試合を終了させる「それまで」の宣告を忘れないようにすること

10. 礼法

- 1) 審判団は決められた礼法を正しく行う。
- 2) 3 審制の場合、主審と副審は試合者が場内に上がる前に常に所定の位置についていなければならない。
- 3) 試合者は赤畳の入退場のとき行っていた礼は強制しない。試合者自身が自発的に行う。
- 4) 試合場内に選手を入れる場合は、主審の合図で同時に入場させること
- 5) 試合開始時、選手は「礼」の後、1 歩前にて主審の「始め」の宣告で開始し、終了時は、主審の勝者の指示の後一歩下がり「礼」をさせる。この礼法は IJF では審判はコントロールしていないが、大切に守るべき礼法であり、このコントロールは審判員の重要な任務である。

11. 審判員の習性と反省

- 1) 「積極的戦意の欠如」や「指を握り続ける」反則は無難に双方に与える傾向にあるが片方を選別する技量が必要である。
※機械的に反則を取るのではなく寛容な気持ちも大切である。
- 2) 審判員は、試合者よりも数段偉い人がやるものと勘違いしている。
※誠実な姿勢や態度が必要であり、選手に敬意をはらうこと。
- 3) 審判員は自分の判断が一番正しいと思っており、他人から指摘されると反発的になり、他人の助言を素直に聞き入れたくない習性がある。
※周囲の審判員に自分の評価を確認する等、常に審判技術の向上に努めることが大切である。

12. その他

- 1) 主審は試合が始まる前に、試合場、用具、柔道衣、衛生、競技係員等すべてが適正な状態にあることを確認しなければならない。
- 2) 記録係、得点表示係、時計係、さらに他の競技係員は 21 歳以上で、国内審判員として最低 3 年の経験を有し、審判規定をよく理解している者と義務付けられている。従って、審判員にとって強い味方となるので、協力を得る。
※国内の各種大会では、係員等の基準は柔軟的に位置づけされているので慣例に従って運営される場合もある。
- 3) 柔道衣検査は、あらかじめ用意されている「柔道衣測定器」によって選手自身が測定して基準に合格してなければならない。指定された係員は試合前に「柔道衣測定器」によるチェックの有無の確認、サポーターを付けている場合は「硬い物質」や「金属」が混入していないかの確認、また女子の場合は「シャツの規格・マーク等」についても言及して確認する。さらに柔道衣の中に異物が混入していないか等についても確認する。
これらの確認が行われた後、試合中に違法行為等によって改ざんが認められた場合は「棄権勝ち」や「反則負け」が適用される。正確な確認が行われていない場合は試合中であっても除去して試合を続行成立させることが重要である。
- 4) 特別に「審判委員」が設置されていない場合は、次回の審判員が交互に任務に着く等して試合のトラブルや誤審の解決に取り組む。

1. テクニック（技）の価値

「一本」にもっと価値を与える。背中が畳につく際に本当のインパクトがある場合にのみその技を一本とみなす。倒れた時に巻き込まれて本当のインパクトがない場合は一本とは考えない。

（解釈）側面から着地してローリングして背中が着いた場合は最高で「技有」。韓国式背負の場合、体側がついてからのローリング状態であれば最高で「技有」とする。

◆スーパー一本

内股や払腰などの技で技が切れすぎて相手がやや回転し過ぎて、背中の一部のみが畳に着いた場合、「スーパー一本」として一本を与える。この場合、受が自ら回転して回り過ぎていいのか、取の技が切れ過ぎて（受はなにもできずに）回転しているのかを見極めることが重要。回転しないで背中の一部のみが畳についた場合は「一本」は与えない。

◆「有効」の定義

選手が相手をコントロールして投げて体の上部側面が着地した場合は「有効」とする。

（解釈）上部側面と定義されているため、下半身が側面であろうが、うつぶせ状態であろうが、上部側面がハッキリと畳に着いた場合は「有効」

※ 体側から落ちた場合、腕が前に伸びて体が地面に垂直な場合は有効。限りなく腹ばいに近い状態、もしくは腹ばいの状態はノースコア。肘で着地し肩が地面に着いていない状態はノースコア。

※ 肘（の上に自身の体があり）と同時に肩が地面に着いている状態は「有効」。受の腕が着地した体側の外側（背中側）にある場合はノースコア。

最初にしりもちをつき、その後の別のアクションで背中を着けた場合は有効ではない。（古い規定では「効果」）二つの別のタイミングとなるため「有効」ではない。

しりもちをついた後に同じアクション（続いた場合）であれば有効とする。

2. ブリッジの姿勢での着地

ブリッジの姿勢で着地した場合はすべて「一本」とみなされる。選手が相手の技からブリッジを使って逃げることはなく、そして頸椎に対する危険性をなくすために、選手の安全を考慮してこの決定がなされた。

頭が畳について、足がつく前に頭が離れたとしてもブリッジとみなす。（一本）

ブリッジの着地の姿勢ではなく、背中から着地することを防ぐためにアーチを描いた行為は一本とする。今まではブリッジの定義は「頭と足が畳についてアーチを描いた場合」だったが、これからは足がついていようが、頭が離れていようが、肩がついていようが、背中からの着地を防ぐために描いたアーチ状の姿勢はブリッジとみなす。

柔道は安全なスポーツであるということを世界に伝えなければならない。16歳の若い選手が首から着地して車椅子生活になるようなことは避けなければいけない。

3. 罰則

1つの試合において、3つの「指導」があり、4つ目の「指導」は「反則負け」となる。

「指導」は相手の選手にスコアを与えない。技によるポイントのみがスコアとして表示される。「指導」は受けた回数のみが表示される。試合の最後にスコアが同等の場合、「指導」が少ない選手が勝者となる。

スコアも「指導」も同等の場合、時間無制限のゴールデンスコアへ続くが、最初に「指導」を受けた選手が敗者となる。または、最初に技によるスコアを得た選手が勝者となる。

◆「指導」を与える場所について

1. 指導を与える際には開始線に戻らないでその場で与える。選手は1, 2歩下がったり少しだけ位置を変えることは可能だが（全くそのままではいけないということではない）今までのように歩いて呼吸を整えたりすることはできない。
2. 場外に出て指導が与えられる場合は開始線に戻る。
3. 寝技の際に指導を受けた場合は一度立ち上がって開始線に戻ってから指導が与えられる。
4. 指導を与える流れ
 - ① 指導を与える反則が発生
 - ② 主審が「待て」を宣告
 - ③ 試合者はその場で組み手を離し（もしくは立ち上がり）、少し間合いを開けて向き合った状態になる
 - ④ 主審が指導を与える（指導を宣告する前にはジェスチャーでその理由を示す）
 - ⑤ 主審が「始め」を宣告→試合再開※場外に出たり、帯がほどけたり、寝技がこう着状態となり「待て」が宣告された場合、選手は試合場中央に戻り、主審が「始め」を宣告する。（従来どおり）
- 4回目の指導（「反則負け」）は開始位置に選手が戻ってから与えること。

4. 以下の場合、「指導」の罰則が与えられる

◆ 組み手について

- ① 両手を使って相手に組まれないようにする行為。
- ② 自身の襟を腕や手で隠す、握るなどの行為で相手が組みに行くのを妨害する。
- ③ 袖口のピストルグリップやポケットグリップをした場合は直ちに攻撃しない場合。グリップした瞬間攻撃に移らないと「指導」。（今までは時間を与えずにいた。これからは厳しく指導を取る）
- ④ ポケットグリップは袖口部分を握った場合をいう。袖口以外の袖をポケットグリップの形で握ることは問題ない。
- ⑤ 組み手争いのなかで2回組み手を切った後、3回目に切った場合は指導。組み手を切って技を仕掛けたりする場合は問題ないが、組み手を切るだけの行為を繰り返した場合はネガティブ柔道となり指導が与えられる。（3回切って指導が与えられた後にもさらに組み手を切るだけの行為をした場合には数に関係なくネガティブ柔道とみなされ指導が与えられる。
- ⑥ 両手を使って相手の組み手を切る行為は指導。
- ⑦ 右組と左組の場合、引手を宙に浮かせて組まない場合、指導。
- ⑧ 自身の引手の手首にもう一方の手をおいて組み手を切る行為は指導。（両手を使って組み手を切ると同じ行為であると判断）
- ⑨ 片襟を持ち、その手で相手の釣り手を切る行為は指導。（両手で切る行為と判断）
- ⑩ お互いが組み手を切りあった場合、同じ行為が繰り返された場合は両者に指導。
- ⑪ 相手の組み手を強くはたく行為は指導。
- ⑫ 片襟、クロスグリップ、帯を持つなどの組み手で「直ちに」攻撃しない場合は指導。（これまでは、時間的な猶予を与えずにいた）
- ⑬ クロスグリップの状態から見せかけの内股（内股を仕掛け、ケンケンしている状態）は、本当の攻撃とはいえないので最初は「待て」を宣言し、2回目は「指導」。
- ⑭ 相手を押して腰を曲げた状態にさせる行為は押している選手に指導が与えられる。（攻撃をしないで押し倒しているだけの状態の場合）
- ⑮ 足を使って組み手を切る行為は指導。

◆ 場内外について

- ① 場内で技を掛け合うことを目的としている。意味もなく場外に出た場合は厳しく指導を与える。
- ② 片足が出た場合は直ちに攻撃するか、場内に戻らないと指導が与えられる。
- ③ 片足が出て偽装攻撃をした場合には指導が与えられる。
- ④ 攻撃などのアクションのないまま両足が場外に出た場合は指導。
- ⑤ 相手を押して場外に出した場合は、押した選手に指導が与えられる。（押しているだけで攻撃をしていない場合）
- ⑥ 相手に技を掛けられて場外に出た場合は指導ではなく「待て」
- ⑦ 場内で始まった攻撃は、立技・寝技共に一連のアクションであれば場外に行っても継続される（今までと同じ解釈）。一連のアクションが続いている限りは場外での返し技等も有効とする。
例：場内でケンケン内股をかけて両者が場外に出た後、受けが返し技で取りを投げた場合はスコアになる。
- ⑧ 試合者がほぼ同時に技もなく場外へ出た場合は、両者に指導を与える。

◆ その他について

- ① 自分で自分の柔道衣を帯から出す行為は指導。
- ② 相手の上着が帯から出ている状態のときに、裾部分を握ったら直ちに攻撃しなければ指導が与えられる。
- ③ 奥襟などを持ってプレッシャーのみを与える場合、指導。※この規定は今までもあったがほとんど適用されていなかった。これからは厳しく適用する。このような柔道をする選手は、指導で勝とうとする選手が多いがそれは正しくない。ただし、奥襟を持たれている方が明らかに防御姿勢である場合は、その選手に指導。
- ④ 自身の脚を相手の脚の間に入れる状態は、繰り返し行う場合は指導。
- ⑤ ベアハグについて、組み手を持たず相手の選手に直接抱きついて投げる行為は1回目から「指導」。少なくとも受・取に関係なくどちらかが片手で組んでいるときは指導は与えられない。
- ⑥ 偽装攻撃に関しては、過去には指導を与えるのが緩い場面もあったが、今後は厳しく指導を取っていく。

5. 以下の場合、「反則負け」の罰則が与えられる

立ち技の際、片手、または両手、もしくは片腕、または両腕を使って相手の帯から下を攻撃する、またはブロックする全ての行為は反則負けとなる。脚を掴んでいいのは、両選手が立ち技からクリアに寝技の姿勢になった場合のみである。

※肘で足をブロックする行為も反則負け。（足を掴んでいなくてもブロックしているということで反則負け）

6. 抑え込み、関節技、絞め技

- ① 抑え込みが場内で宣告された場合は、試合場から両選手が出て抑え込みは継続される。
 - ② 抑え込みのスコアは、有効10秒、技有15秒、一本20秒とする。
 - ③ 投技が場外で決まって、そのまま場外で直ちに一人の選手が抑え込み、絞め技、関節技を施した場合、それらの技は効力があるとみなされる。寝技の時に、受が反撃をして上記の寝技のテクニックを施した場合、それが継続的で（動きが）連動している場合は効力を認める。
 - ④ 関節技と絞め技が試合場内で始まり、相手の選手に対してその効果が認められる時、選手が場外に出てもそのまま続行される。
- 例：場内で「抑え込み」を宣告後、抑え込みの状態のまま両者が場外に行き、そこで受が鉄砲で返して直ちに取を抑え込んだ場合は「解けた、（受の）抑え込み」を宣告。
- 例：場内で「抑え込み」を宣告後、抑え込みの状態のまま両者が場外に行き、そこで抑え込んでいる方が関節技に移行し、相手が参ったした場合は関節技による一本となる。
- 例：場内でかけた背負投が場外で決まり「有効」もしくは「技有」を宣告後、投げた選手が投げられた選手に関節を極められ参ったをした場合は一本となる。

7. 抑え込み

抑え込んでいる試合者は、その身体が「袈裟」又は「四方」又は「裏」の体勢、すなわち「袈裟固」あるいは「上四方固」、「裏固」のような形にならない。

※これまでは、「後袈裟固」の状態が相手の反撃によって顔や胸が上（天井側）を向いたり脚の位置が変わった程度で「とけた」となり、再度形を整えば「抑え込み」を宣告する場面が度々見られたが、コントロールしていることに代わりはないので今後はこのような場面でも「抑え込み」は継続させる。

8. 第27条

13) と 17) について厳しく取り締まられる。

絞め技は自身、もしくは相手のベルトや上衣の裾、指だけを使用しての絞め技は許されない。

13) 帯の端や上衣の裾を、相手の身体のだのの部分にでも巻きつけること。(IJF は 14 項)

17) 柔道衣の上衣の裾又は帯を使って、あるいは直接指で絞め技を施すこと。(IJF は 18 項)

9. カデ-U18

カデの選手が関節技を施すことを許可する。

カデの選手が、絞め技によって意識を失った場合、その選手はその大会は試合をすることはできない。この年代の選手に多くの試合をさせる機会を与える為に、ダブルレベチャージ、もしくはその他のシステムを適用する。

10. 礼

畳に上がる際、(二名の) 選手は同時に試合場入り口に歩いて行き、お互いに同時に礼をする。

試合開始前に選手は握手をしてはいけない。

選手が試合場を降りるとき、選手は柔道衣をきちんと着用していなければならない。試合会場を出て行く時に、いかなる柔道衣の部分もあるいは帯も脱いではいけない。

1 1. 試合時間

ゴールデンスコアの時間制限はなし。(判定は取りやめ)
シニア男子—5分
シニア女子—4分
ジュニア・カデ—変更なし

1 2. 前日計量

シニア並びにジュニアの公式計量は、試合の前日に行われる。
ランダムに選出した選手に対して、公式計量と同じ方法で大会当日朝の初戦の前に体重チェックを行う。選手の体重が、階級の公式体重上限より5%以上であってはいけない。例えば100キロ級の選手は、柔道衣なしの状態で105キロが最大の体重である。(改訂される可能性あり)
カデの計量に関しては、大会当日の朝に行う。
団体戦の計量については、大会の前日に行う。個人戦に出場していない選手は、自身の階級体重内であること。個人戦に出場した選手に関しては2キロまで許容範囲とする。

1 3. 柔道衣

柔道衣サイズの計測システムについて、より正確な測定手順を行うこととする。
両袖が前ならえした状態で手首にかかっている状態でなければいけない。(横に伸ばした上体ではなく前ならえした状態)
胸骨から合わせまでが10cm以内。合わせの前身が20cm以上。
2015年には柔道衣の素材が軽くなる方向。詳細は未定。※国内は全柔連の規定を確認のこと。

1 4. 大会当日の選手の呼び出し

今までは、選手が試合時間に現れない場合に名前を1分間隔で3度ほど呼び出していたが、今後は厳しくしていく。選手が試合場に上がった時点で対戦選手が試合場にいない場合、スコアボードでカウントダウン(30秒)を始める。30秒たっても対戦選手が現れない場合は、不戦勝となる。

1 5. 試合結果について

審判員が試合場を降りた後でも、結果に誤りがあり、その原因が明らかに人為的ミス(タイムキーパーの記録違い)である場合は、試合者を再度試合場にあげて勝者宣告のやり直し、もしくはGSからの試合再開ができることとする。

「国際柔道連盟試合審判規定の全柔連導入について」

平成 26 年 2 月 21 日／全日本柔道連盟審判委員会／HP

国際柔道連盟（IJF）は、改正した試合審判規定を、2014 年 1 月より施行しており、全柔連としてはこの新たな審判規定の国内大会への適用について審判委員会において検討し、以下のとおり導入することとした。

国内で行われる柔道大会を団体戦と個人戦に分けて考えてみると、団体戦においては「引き分け」の妙味が伝統的に存在し、IJF の方針（団体戦は「引き分け」がない）とは若干異なるが「引き分け」を残す方向で考える。

一方、個人戦においては IJF 方針を全面的に取り入れても問題はないと思われるが、ビデオ判定のための機材やトランシーバー、イヤホンの設置に限界があるため、一部の指定された大会を除いて審判 3 人制を維持し、大会の趣旨・内容によっては優勢勝ちの判定基準を別に定める等して対応する。

審判委員制度は現状通り専任又は審判員が交互に委員となる等して試合場の外から審判団をサポートする方法で取り組む。

一般的に審判団が助言を受ける場合は主審が審判委員席に歩み寄って協議し最終的に 3 人の審判団が合議して決定する方式。

柔道衣については、IJF が 2015 年に大幅な規定改正を予定しているため、今回の柔道衣規定改正は、国内では適用しないこととする。

【全柔連が定める団体戦の勝敗決定方法】

個々の試合においては勝ちの内容に「僅差」を新設し、内容順を「一本」「技有」「有効」「僅差」の 4 種類とし、それに満たない場合は「引き分け」とする。

「僅差」とは、双方の選手間に技による評価（技あり・有効）がない、又は同等の場合、「指導」差が 2 以上あった場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。1 差であれば「引き分け」とする。

（「指導」数によって勝敗が決する例＝0 対 2、0 対 3、1 対 3）

（「指導」数に差が出て引き分けになる例＝0 対 1、1 対 2、2 対 3）

「国際柔道連盟試合審判規定の全柔連導入について」

平成 26 年 2 月 21 日／全日本柔道連盟審判委員会／HP

※ただし、IJF 方式にのっとり、試合者 A が「指導」2（又は 3）を与えられたが、終盤試合者 A が「有効」を獲得すると技評価「有効」が優先され時間終了時点で試合者 A が勝ちとなる。

代表戦は「引き分け」の選手から抽選で 1 組を選び、時間無制限によるゴールデンスコア方式によって勝敗を決する。（先に「有効」以上の技評価を得た選手が勝ちとなり、先に「指導」を与えられた選手が負けとなる。

中学生以下の大会では、従来どおりの「少年大会申し合わせ事項」を取り入れて行う。

団体戦・個人戦とも大会の趣旨・内容を考慮したうえで、勝者の決定方法や代表戦（任意の選手による等）の試合方法を別に定めることは可能である。

【全日本柔道選手権大会、全日本女子柔道選手権大会の審判規定】

新 IJF 審判規定を導入し、試合時間は 6 分とし、延長戦は行わない。

勝敗の決定基準は「一本」「技有」「有効」「僅差」「判定」とする。

「僅差」とは、双方の選手間に技による評価（技有・有効）がない、又は同等の場合、「指導」差が 2 以上あった場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。1 差であれば旗による「判定」で勝敗を決定する。

主審 1 人、副審 2 人の 3 人制で行い、2 人の専任審判委員がケアシステム（ビデオ）を用いて審判員をサポートする形式をとる。

副審は主審の判断に異議がある場合は、従来どおりジェスチャーによって自分の意見を表す。

主審だけはイヤホンを着用し、混乱があった場合（合議が必要な場合）、審判委員はケアシステムで確認して主審にイヤホンを通じて助言し、最終的に主審・副審 3 人合議によって決定する。

以上

国際柔道連盟試合審判規定「少年大会申し合わせ事項」

少年（中学生・小学生）の柔道試合は、次の条項を加え、あるいは置き換えたものによって行なうものとする。

1、加えるもの

第27条（禁止事項と罰則）

指導（軽微な違反）

1. 相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。

ただし、技を施すため、瞬時的（1, 2秒程度）に握るのは認められる。

（注）中学生の場合は、試合者の程度に応じて、後ろ襟を握ることは認められる。

2. 両膝を最初から同時に畳について背負投を施すこと。

3. 関節技及び絞技を用いること。

（注）中学生の場合は、絞技を用いることは認められるが、三角絞は認めない。

4. 無理な巻き込み技を施すこと。

5. 相手の頸を抱えて大外刈、払腰などを施すこと。

6. 小学生の試合において、裏投を施すこと。

第27条（附則）

1. 「相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること」関係

①「後ろ襟」の解釈については、柔道衣を正しく着用したときの頸の後ろ側（うなじ）の範囲にある襟の部分
をいう。たとえ試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて側頸部にずらした場合でも反則とす
る。

②「背部を握る」の範囲は、目安として肩の中心線に手首がかかるような状態の場合を背部とみなす。

「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股等をかける場合は、[瞬時的（1, 2秒程度）]の規
定にかかわらず、特例として認める。

内股に限らずケンケンで入る技（例えば大内刈・大外刈等）を対象とする。この場合、連絡・変化技が途
切れるまで認める。

2. 「両膝を最初から同時に畳について背負投を施すこと。」関係

両膝を最初から畳につくとは、同時はもちろん、ほとんど同時と見なされる場合も含む。技が崩れた結果で
ある場合は反則としない。

3. 「関節技及び絞技を用いること。」関係

国際柔道連盟試合審判規定「少年大会申し合わせ事項」

①寝技のとき、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、三角絞とはみなさない。ただし、危険な状態となったときは、「待て」と宣告して立たせる。

②寝技のとき、意志はなかったが関節技がきいた場合は、「待て」と宣告して立たせる。

(注) 小学生の場合は、寝技のとき、意志はなかったが絞技、関節技がきいた場合は、「待て」と宣告して立たせる。

③立ち姿勢のとき、「腕返」(俗称)を施した場合は、「反則負け」の罰則を与える。

4. [無理な巻き込み技を施すこと。] 関係

「無理な巻き込み」とは、軸足のバネを利かすことなく、体を利用して倒れ込むようにして巻き込んだ技をいう。

5. [相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰などを施すこと。] 関係

「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰等」とは、明らかに腕を相手の頸に巻きつけて施した場合のみをいう。

第26条(抑え込み)附則に次を加える

寝技の攻撃・防御において、頸の関節及び脊椎等の故障につながると審判員が判断したときは「待て」の宣告をする。

2、置き換えるもの

第20条(一本)附則

絞技においては、「技の効果が十分現れた場合」を適用し、審判員の見込みによる「一本」の判定を下すことができる。

付則 この申し合わせは、平成22年5月1日より実施する。

平成23年6月14日、アンダーライン部分変更